

令和2年5月
丸亀市農業委員会定例総会
議事録

令和2年5月20日開会

丸亀市農業委員会

令和2年 5月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和2年5月20日(水) 午前10時～午前10時50分

開催場所 丸亀市役所 本館2階第3会議室

出席委員 13人

農業委員 13人

- | | | | |
|----------|----------|-----------|-----------|
| 1. 西山 敏彦 | 6. 鈴木 茂昌 | 12. 平池 收 | 16. 宮岡 里美 |
| 2. 宮武 雅毅 | 7. 下川 洋志 | 13. 村山 英臣 | |
| 3. 尾野 弘季 | 9. 久米 彰義 | 14. 大林 伸嘉 | |
| 5. 本田 昌司 | 11. 松岡 繁 | 15. 大林 孝行 | |

欠席委員 3人

農業委員 3人

- 4. 石井 廣喜
- 8. 高吉 和博
- 10. 岩崎 道彦

※農地利用最適化推進委員は召集していません。

農業委員会事務局出席者

事務局長 小西 裕幸
事務局次長 大西 良明
主 査 岩崎 正英
主 任 中山 弘美
副主任 山根 大雅

議事日程

農政に関する議題

1. 令和元年度丸亀市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び2年度の活動計画について

2. その他

報 告

1. 定例農家相談開催結果について

土地に関する議題

議案第27号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第28号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第30号 農用地利用集積計画の決定について

議案第31号 農地利用配分計画（案）の意見聴取について

議案第32号 許可後の事業計画変更申請について

報 告

報告第9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

報告第11号 許可後の取消願について

報告だ12号 許可申請の取下願について

{令和2年5月丸亀市農業委員会定例総会議事録} 午前10時 開会

●事務局長（小西裕幸君） 失礼いたします。総会の開会に先立ちまして、本日配付しております資料の確認をいたします。まず、①総会の次第（裏面に前回の定例農家相談会の開催状況と次回の日程）、②令和2年度の目標及びその他の達成に向けた活動計画ということで前回書類を送付してある1つで2年度分につきまして、全部差替でお願いいたします。それから③認定農業者名簿と認定新規就農者名簿、④普及センター日より、それから⑤集落営農通信、⑥技術資料「暖冬によるスクミリンゴガイ、ミナミアオカメムシの多発発生に注意」、それから、⑦新型コロナウイルス感染拡大「香川県緊急事態」宣言、それから、⑧チラシ「麦わら、稲わら、もみ殻は有機物資源として利用しましょう」それでは、恒例の活動記録簿をお出してください。本日の総会出席も忘れずに、お隣と確認しながら、記載をお願いいたします。委員活動は、より詳細な報告が求められています。今後は、活動時間だけでなく、成果も求められていますので、よろしくお願いたします。最後になります。携帯電話は電源を切るかマナーモードでお願いいたします。それでは、ただ今から、5月定例総会を開催いたします。会長、よろしくお願いたします。

●会長（松岡繁君） 令和2年度通常総会に引き続きまして、5月の定例総会を開催いたします。本日の出席議員は13人で、過半数の方が出席されていますので、総会が整理していますことを報告いたします。本日の議事録署名委員は、16番の宮岡委員と1番の西山委員をお願いいたします。農政に関する議題に入りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼いたします。農政に関する議題です。議題1「令和元年度丸亀市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び2年度の活動計画について」となっております。

●会長（松岡繁君） それでは、議題1「令和元年度丸亀市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び2年度の活動計画について」事務局から説明をお願いします。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼いたします。それでは、お手元の資料「令和元年度丸亀市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び2年度の活動計画について」をご覧ください。座って説明いたします。通常総会資料の中で、令和元年度の状況につきまして、説明いたしましたので、その部分と重なる部分があります。したがって、簡単に説明いたします。令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてであります。1ページI「農業に委員会の状況」として「農業の概要」耕作面積等、こちらは農林業センサス、作付面積統計に基づいた数値です。丸亀市では、耕地面積が2,750ヘクタールと統計上出てきています。また、農家数等は資料のとおりです。認定農業者数123名、基本構想の水準到達者25名、認定新規就農者が13名、農業参入法人が11団体、集落営農組織が31団体です。2ページ以

降は、元年度の結果ですので、ご確認いただきますよう、お願いいたします。続きまして、「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」をご覧ください。同じく農家、農地等の概要につきましては、農林業センサス、作付面積統計に基づいた数値です。令和元年度版とほぼ同じ数値となっています。4月1日現在、認定農業者数は132名で9名の増となっております。基本構想水準到達者は25名、認定新規就農者は11名、農業参入法人が11法人、集落営農組織が30団体となっています。続いて、2ページをご覧ください。Ⅱ「担い手への農地の利用集積・集約化」です。令和元年3月現在までの集約面積、こちらの集約面積とは認定農業者等担い手と呼ばれる方々へ集約された面積でして、1,036ヘクタール集約されて、集積率でいきますと38.0%となっております。国におきましては、8割の集積を目指すということですが、丸亀市におきましては、6割強の集積を目標とするということで指針の中に盛り込んでいます。それに向けて活動してまいるといことです。ただ昨年度は、綾歌・飯山・旧丸亀5か所の営農組合が解散し、前年と比べますと93ヘクタールのマイナスとなっております。令和単年度の目標といたしまして、計画では目標1,136ヘクタールといたしました。昨年度に営農組合の解散があり、集積面積が減少しましたので、本年度の目標を昨年度末の集積面積の1,036ヘクタールに目標の100ヘクタールを足して、1,136ヘクタールに訂正しています。こちらの目標を達成するために、活動計画といたしまして、農地パトロールを実施し、利用意向状況調査の実施結果を踏まえ、農地機構等を活用し、担い手への集約を進めていくということで、遊休化を未然に防止するためにも、農地利用状況や農家の意向把握に努めていただけたらと思います。Ⅲ「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」ということで、現状及び課題を記載しています。平成29年度から参入者がそれぞれ3経営体、2経営体、2経営体と少ない数ですが、着実に新規参入しています。課題といたしまして、食農教育、農業体験を通じて、地域農業への理解を深めることが大切であり、県、近隣市町村との連携により、特産品の開発を進め、品質・収量の確保、販路の新規開拓で農業所得の向上を図るとしています。令和2年度の目標につきましては、市長部局であります農林水産課と協議の上、新規参入目標を2経営体、参入目標面積1.0ヘクタールで計画しました。活動計画といたしましては、県農業改良普及センター、JA等関連機関と連携して、国、県、市の補助制度を活用して、新規就農者の支援を図ってまいります。また、毎月開催されております丸亀市地域農業再生協議会担い手部会で、集積をいたしまして関係機関相互の支援策を検討することとしております。次のページ、Ⅳ「遊休農地の運営に関する措置」についてです。1番「現状及び課題」です。現状としまして、管内の農地面積は2,762ヘクタールで、そのうち遊休農地が35ヘクタールあり、これが再生可能なA分類の面積で1.3パーセントとなっています。課題といたしまして、毎年10ヘクタール前後の遊休農地の解消を図ってきておりますが、後継者不足により新たな遊休農地が発生するなど、狭隘かつ不整形な形状から生産効率が低く、複雑な水利慣行など貸借が進まない農地も多いというこ

とです。それに対して、2番「令和2年度の目標及び計画について」です。遊休農地の解消面積は目標といたしまして、10ヘクタールとしております。令和元年度につきましては、0.8ヘクタールの解消にとどまりました。これは、毎年農地パトロールにより農地の現状を把握し、農地機構の紹介、担い手への引き継ぎなどにより、遊休農地の防止や再生も進んでおりますが、それ以上に高齢化や担い手不足などにより、荒廃している農地が多いということと思います。2年度につきましても、現在農地の状況調査を行っていただいております。その結果を集約いたしまして、利用意向調査の実施、その結果による農地機構の紹介、農家相談などによりまして、遊休農地の発生防止、農地の再生に努める計画といたしました。無断転用につきましては、農地法の転用制度を知らずに行っている場合も多いので、該当者に説明し、早期の無断転用の解消を図りたいと考えます。最後に、活動計画といたしまして、農地パトロールを初め、農地の情報収集に努めていただき、また、市広報や農業委員会だよりにより、農地の制度の周知・啓発に努めるとともに、農業委員会の活動についても市民に知っていただきます。そしてみなさんに調査していただいた農地利用の意向調査を基に、「人・農地プラン」の計画策定に参加し、地域の農地問題の解消に努めることを目標といたしました。以上が「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」です。ご審議、よろしく願いいたします。

●会長（松岡繁君） 説明が終わりました。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようなので、異議のないものといたします。その他の議題がありましたら、事務局お願いします。

●事務局長（小西裕幸君） ありません。

●会長（松岡繁君） それでは、報告・連絡事項に移ります。報告1「定例農家相談会の開催結果」を報告してください。

●事務局長（小西裕幸君） 前回の農家相談開催結果を報告いたします。飯山市民総合センター開催分は4月27日金曜日、村山副会長で、市役所本庁開催分は5月7日木曜日、宮武副会長で、綾歌市民総合センター開催分は5月11日月曜日、岩崎委員で、それぞれ午前9時から正午まで行いました。いずれも相談はありませんでした。次に、次回の農家相談会の開催予定についてお知らせします。飯山市民総合センター開催分は5月27日水曜日、大林伸嘉委員で、市役所本庁開催分は6月5日金曜日、尾野委員で、綾歌市民総合センター開催分は6月10日水曜日、松岡会長の担当で、それぞれ午前9時から正午までとなっております。「農家相談の手引き」をお持ちの上、ご出席ください。

今回資料といたしまして、認定農業者につきまして、農林水産課から4月30日現在の名簿をいただきまし

た。認定農業者が133人、認定新規就農者が11名です。なおこの名簿には、個人情報が入っておりますので、取り扱いに注意をお願いいたします。以上です。

●会長（松岡繁君） ただいまの報告につきまして、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようです。その他の報告事項はありませんか。

●事務局長（小西裕幸君） ありません。

●会長（松岡繁君） 以上で報告は終わりました。続いて農地に関する議題に移りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 農地に関する議題としまして、

議案第27号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第28号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第30号 農用地利用集積計画の決定について

議案第31号 農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

議案第32号 許可後の事業計画変更申請について

また、報告といたしまして、

報告第9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

報告第11号 許可後の取消願について

報告第12号 許可申請の取下願についてであります。

ご審議、よろしくをお願いいたします。

●会長（松岡繁君） それでは、議案第27号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします

●事務局次長（大西良明君） 失礼いたします。事前送付いたしました議案の1ページをお開きください。座って説明します。位置図と一緒に、ご審議、よろしくをお願いいたします。議案第27号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」です。案件は4件です。

1番、飯野町東二・・・合計面積1,355.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足により経営縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ贈与による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

2番、飯山町上法軍寺・・・合計面積2,837.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する耕作不便で低生産地の当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

3番、飯山町上法軍寺・・・面積149.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する耕作不便で低生産地の当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

4番、飯山町西坂元・・・面積233.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人の要望により、売買による所有権移転を行うものです。申請地で米・麦を作付けする計画が提出されています。

以上4件、申請がありました案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できるの見込まれる全部効率利用要件、また農作業に従事すると見込まれる日数について同項第4号の農作業常時従事要件、及び第5号の耕作の用に供する陸地部30アールの下限面積要件、並びに第7号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定などにより全てを満たすものであり、農地法第3条第2項各号の禁止要項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えております。

ご審議、よろしくお願いたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようなので、採決をいたします。議案第27号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」整理番号1番から4番の各案件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようなので、議案第27号「農地法第3条許可申請」4件は、原案どおり、許可することに決定いたしました。

次に、議案第28号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは2ページをお開きください。

議案第28号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」です。案件は1件です。

1番、綾歌町栗熊東・・・合計面積6,629.85㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地に貸駐車場の造成整備を図るものです。申請地の一部は平成30年頃に農地を造成し、亡父の会社の駐車場として利用し現在に至っており、今回、当該地について、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き貸駐車場として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における所有地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上1件、申請があった案件につきましては、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適切であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えます。ご審議、よろしくお願いたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようです。それでは採決をいたします。ただ今の案件につきまして、許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議も無いようでありますので、議案第28号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」1件については、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することといたします。

次に議案第29号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を、議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは3ページをお開きください。

議案第29号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」です。案件は12件です。

1番、今津町・・・合計面積1,933.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅7棟、車庫1棟の建築整備を図るものです。申請地は農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2番、新田町・・・面積671.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲2区画の造成整備を図るものです。申請地は、第一種低層住居専用地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

3番、田村町・・・合計面積1,374.65㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、貸事務所の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

4番、川西町北・・・面積 391.00 m²【議案読み上げ】

使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

4ページをお開きください。

5番、郡家町・・・合計面積 436.15 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6番、三条町・・・合計面積 1,674.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、特定建築条件付売買予定住宅7棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7番、垂水町・・・面積 4,812 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、太陽光発電パネル18基の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

8番、垂水町・・・面積 330.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和2年2月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

5ページをお開きください。

9番、土器町西六丁目・・・合計面積 1,363.68 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲6区画の造成整備を図るものです。申請地は、第一種住居地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

10番、綾歌町栗熊東・・・合計面積 300.02 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地

区域外農地です。第2種農地区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

1 1 番、綾歌町栗熊東・・・合計面積 957.67 m²【議案読み上げ】

申請地は、平成8年頃、亡父が農機具倉庫及び車庫を建築し、隣接する住宅用地と一体利用していました。今回、当該地について農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、使用貸借権の権利設定を行い、引き続き宅地として利用するものです。

6ページをお開きください。

1 2 番、飯山町東小川・・・面積 365.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、コインランドリー施設の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上1 2 件、申請があった案件につきましては、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えます。ご審議、よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 無いようですので、採決をいたします。議案第29号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」整理番号1番から12番までの各案件を、許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようでありますので、議案第29号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」12件につきましては、原案どおり、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することにいたします。

続きまして、議案第30号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは7ページをお開きください。

議案第30号「農用地利用集積計画の決定について」です。議案第30号は、7ページから44ページにかけて記載しております。賃借権、使用貸借権など従来の集積計画と配分計画です。申請件数が71件、筆

数が171筆、面積が162,008.38㎡です。「農業経営基盤強化促進法」による農用地利用集積計画を行うものです。詳細は表のとおりです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項等の条件を満たしているものであり、問題はないものと考えております。以上、ご審議、よろしくお願いたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようでありますので、議案第30号「農用地利用集積計画の決定について」71件の各案件につきましては、原案どおり処理していくことといたします。

次に、議案第31号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 議案第31号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」です。この「農用地利用配分計画（案）の意見聴取地について」は現在の借受者が耕作不能となったため、残りの期間に新たな借受者を設定するものです。このため、議案第30号の農用地利用配分計画のように、貸付人から農地機構を通して借受人までを一括した議案とならないので、別議案とさせていただきました。議案第31号は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく、農用地利用配分計画（案）に対する農業委員会の意見聴取です。詳細は、45ページに記載のとおりで、農地機構から認定農業者への貸付であります。配分計画案としては、要件を満たしているものであり、問題はないものと考えます。以上、ご審議、よろしくお願いたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようでありますので、議案第31号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」は農業委員会として異議のない旨回答いたします。

議案第32号「許可後の事業計画変更申請について」を、議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 46ページをお開きください。

議案第32号「許可後の事業計画変更申請について」です。案件は3件です。

1番、柞原町・・・面積1,130.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成21年8月27日、分譲住宅5棟の建築整備を行う計画で、農地法第5条の許可を受けておりましたが、5区画の内、1区画について、まだ住宅の建築が完了しておらず、工期の延長申請を行うもので、工期を当初計画の平成21年8月27日から平成30年8月11日までを、令和2年8月11日まで、2年

間延長して、分譲住宅の完了を図りたいと申請がありました。

2番、郡家町・・・合計面積3,093.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成23年3月25日、分譲住宅11棟の建築整備を行う計画で、農地法第5条の許可を受けておりましたが、11区画の内、2区画について、まだ住宅の建築が完了しておらず、工期の延長申請を行うもので、工期を当初計画の平成23年3月25日から令和2年3月31日までを、令和4年3月31日まで、2年間延長して、分譲住宅の完了を図りたいと申請がありました。

47ページをお開きください。

3番、土器町西三丁目・・・合計面積3,117.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成27年5月28日、分譲住宅11棟の建築整備を行う計画で、農地法第5条の許可を受けておりましたが、11区画の内、1区画について、まだ住宅の建築が完了しておらず、工期の延長申請を行うもので、工期を当初計画の平成27年5月28日から令和2年4月30日までを、令和4年4月30日まで、2年間延長して、分譲住宅の完了を図りたいと申請がありました。以上、ご審議、よろしくお願ひします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようですので、議案第32号「許可後の事業計画変更申請について」整理番号1番から3番の各案件につきましては、許可相当として、委員会意見書添付のうえ、県へ進達することといたします。それでは報告事項に入ります。報告第9号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、報告第10号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」、報告第11号「許可後の取消願について」、報告第12号「許可申請の取下願について」を一括して時局から報告をいたします。

●事務局次長（大西良明君） 48ページをお開きください。

報告第9号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、農地を適正かつ効率的に利用するため、相続等で農地の権利移動があった際に届け出るものであります。報告は3件です。

1番、垂水町・・・合計面積2,919.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和2年3月27日、特別縁故者に対する相続財産分与により、農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

2番、綾歌町岡田西・・・合計面積3,258.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成30年7月16日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

49ページをお開きください。

3番、綾歌町栗熊西・・・合計面積1,933.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和2年2月28日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

続いて、50ページをお開きください。報告第10号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」です。報告は6件です。

1番、土器町西二丁目・・・面積552.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたもので、賃借人の労力不足のため、賃借人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

2番、綾歌町富熊・・・合計面積940.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたもので、売買のため、賃貸人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

3番、綾歌町富熊・・・面積1,312.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたもので、売買のため、賃貸人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

4番、綾歌町富熊・・・合計面積6,234.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたもので、自作のため、賃貸人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

5番、綾歌町富熊・・・合計面積2,563.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたもので、賃貸人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

6番、飯山町真時・・・面積343.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたもので、転用のため、賃貸人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

続いて、52ページをお開きください。

報告第11号「許可後の取消願について」です。報告は1件です。

1番、今津町・・・面積445.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和元年6月4日に・・・号で、農地法第5条第1項の規定により、使用賃借権の権利移転を行い、譲受人において、分家住宅1棟、車庫1棟の建築整備を行う計画で転用の許可をいただきましたが、譲渡人と新たな転用事業者が転用許可の申請を行うため、農地法第5条の規定による許可申請の取消願を行

うものです。なお、今月の議案第29号の5条申請1番で申請がされております。

続いて、53ページをお開きください。

報告第12号「許可申請の取下願について」です。報告は1件です。

1番、三条町・・・合計面積1,663.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、特定建築条件付売買予定地7棟の造成整備を行う予定で、令和2年3月の第16号議案で提出し、農地法第5条第1項の規定による許可を受けた案件ですが、諸事情により転用計画を変更したく、許可申請の取下願の申出があったものです。

以上、報告第9号から第12号を報告いたしました。

●会長（松岡繁君） ただ今の報告事項について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようなので、報告第9号から第12号の報告事項を終わります。以上で5月総会の議案審議ならびに報告事項はすべて終了しました。これをもって閉会といたします。お疲れ様でした。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。来月の定例農業委員会等の開催日程について、お知らせします。6月19日金曜日午前9時30分から、本館2階第3会議室、この会場で開催いたします。次に、現地調査について、お知らせします。農地転用等の締切日が6月5日金曜日になりますので、6月9日火曜日に現地調査を行います。関係委員には8日に連絡いたしますので、予定を開けておいてください。なお、26日に島しょ部での農地パトロールをお願いしている方については、時間に遅れないように丸亀港に集合してください。以上です。お疲れ様でした。

（午前10時50分終了）